

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成27年11月12日答申分

答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500231 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500031 号

第 1 結論

昭和 56 年 9 月から同年 11 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

昭和 56 年 12 月から昭和 60 年 4 月までの請求期間については、国民年金第 3 号被保険者であった期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 36 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 9 月から同年 11 月まで

昭和 56 年 12 月から昭和 60 年 4 月まで

請求期間 について、会社を退職して結婚するまでの期間であり、当時居住していた A 町(現在は、B 市)において、国民年金に加入して国民年金保険料を納付したと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

請求期間 について、前夫と結婚して C 市 D 地区(現在は、C 市 E 区 D 地区)に居住していた期間であり、厚生年金保険に加入していた前夫の被扶養配偶者であったことから国民年金第 3 号被保険者となる期間であると思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間 について、請求者は、これまで交付された年金手帳は一冊としているところ、当該年金手帳に記載されている初めて被保険者となった日(国民年金)と、オンライン記録における国民年金被保険者資格の取得年月日は、いずれも昭和 60 年 5 月 20 日で一致していることから、請求期間 は国民年金の未加入期間であり、請求者は国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、請求者が請求期間 の後に転居した C 市の国民年金被保険者名簿(CSV データ)においても、請求期間 は未加入期間となっている上、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により、請求者の旧姓等で検索したが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

請求期間について、請求者は、当時、厚生年金保険に加入していた前夫の被扶養配偶者であったとし、国民年金第3号被保険者となる期間である旨主張しているが、国民年金第3号被保険者制度が創設されたのは昭和61年4月であることから、請求期間は、夫の被扶養配偶者であったとしても、制度上、第3号被保険者になることはできない期間である。

したがって、請求期間について、請求者が国民年金第3号被保険者期間であった期間に訂正することを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500216 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500056 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 35 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 3 月から昭和 57 年 5 月まで

私は、卒業した高校からの紹介で、昭和 55 年 3 月頃に A 事業所に正社員として入社し、昭和 57 年 5 月頃まで勤務した。その間、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間において、請求者の A 事業所における雇用保険の加入記録は確認できないが、オンライン記録によると、請求者が同僚及び上司として名前を挙げた者とみられる 5 人は、請求期間において、同事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる上、同事業所における複数の被保険者の陳述から、勤務期間は特定できないものの、請求者が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A 事業所における請求期間当時の事業主は既に死亡している上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった時に事業主であった者に照会したところ、請求期間当時の資料は廃棄したとしており、請求期間に係る請求者の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、昭和 47 年 11 月 1 日から昭和 56 年 6 月 1 日まで A 事業所が加入していた B 厚生年金基金は、請求者に係る厚生年金基金の加入記録は無いと回答している。

さらに、オンライン記録によると、請求期間当時、A 事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。